

産業環境委員会報告資料

令和4年11月10日

報告事項件名	頁
(1) 省エネルギー機器等購入費補助金の受付状況について・・・・・・・・	2
(2) 特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」の区内初確認について・・・・・・・・	8
(3) リサイクル見える化事業の実施について・・・・・・・・	10
(4) 民間主体で行われるフードドライブ（未利用食品の回収）の取組について・	11
(5) プラスチックごみの分別に関する区民アンケートの結果について・・・・・・・・	13
(6) 年末の不法投棄・落書き防止の取組について・・・・・・・・	17

(環境部)

産業環境委員会報告資料

令和4年11月10日

件名	省エネルギー機器等購入費補助金の受付状況について				
所管部課名	環境部環境政策課				
内容	省エネルギー機器等購入費補助金の現在の受付状況について、以下のとおり報告する。				
	1 省エネルギー機器等購入費補助金申請状況及び予定件数				
	補助金名	現在の予定件数 (当初予定件数) ※	10/31 現在申請件数 (昨年同時期申請件数)	R3 年度 件数	受付 状況
	気候変動適応対策 エアコン購入費	240 (240)	200 (371)	464	受付 中
	省エネリフォーム	350 (200)	350 (265)	268	終了
	太陽エネルギー利用 システム設置費	151 (181)	124 (90)	149	受付 中
	蓄電池・HEMS 設置費	142 (182)	110 (73)	141	
	家庭用燃料電池シス テム(エネファーム)設置費	50 (50)	32 (47)	78	
	集合住宅・事業所等 LED照明設置費	100 (100)	79 (80)	107	
	電気自動車等購入費	241 (110)	222 (98)	122	
	電気自動車等用充電 設備(急速・普通)	5 (11)	0 (-)	-	
	戸建住宅向け電気自 動車等用充電設備	40 (-)	3 (-)	-	
	低公害車買換え支援 (利子・信用保証料)	10 (10)	0 (-)	-	
	再エネ100電力導入 サポートプラン協力金	500 (500)	65 (-)	-	
節湯型シャワーヘッド [®] 購入 費	200 (-)	72 (-)	-		
雨水タンク設置費	10 (10)	8 (5)	5		
※ 9月補正及び予算内での調整により予定件数を一部変更					

2 省エネルギー機器等購入費補助金上半期受付状況（9月30日現在）

参考値として令和4年度上半期受付状況（9月30日現在）についても報告する。なお、【 】内は令和3年度上半期の数値。

（1）気候変動適応対策エアコン購入費補助金

受付件数	185 件 【342 件（R4/2/28 に受付終了）】
補助予定金額	12,916,000 円 【23,452,000 円】
件数内訳	エアコン 185 件
補助制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 65 歳以上のみの世帯、又は 65 歳以上の高齢者と身体障害者手帳、愛の手帳、若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者のみで構成される世帯（区内在住で自宅に使用可能なエアコンが一台もない世帯）・ 自宅訪問にて補助対象の判断を実施・ 新品のエアコン（省エネ基準達成率 100%以上）を区内店で購入・ 上限額は 70,000 円

（2）省エネリフォーム補助金

受付件数	303 件 【226 件（R3/11/4 に受付終了）】
補助予定金額	14,986,000 円 【11,123,000 円】
件数内訳	断熱ガラス 4 件、窓の交換 8 件、窓の交換・内窓の新設 1 件、内窓の新設 49 件、断熱材 4 件、遮熱塗装 237 件
補助制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 自ら居住する住宅に省エネリフォームを実施・ 対象経費（設置する製品本体、部材購入費、設置工事費）の 1/3 を補助・ 上限額は 50,000 円

(3) 太陽エネルギー利用システム設置費補助金

受付件数	97 件 【72 件 (R4/1/7 に受付終了)】
補助予定金額	20,938,000 円 【15,690,000 円】
件数内訳	太陽光発電システム 97 件、太陽熱利用システム 0 件
補助制度の概要	<p>ア 太陽光発電システム</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象経費（太陽電池モジュール、架台、接続箱、パワーコンディショナー、配線器具の購入、取付け工事並びに施工に関する費用）の 1/3 または発電容量 1 kW あたり 60,000 円のいずれか小さい額を補助 上限額は住宅・事業所 240,000 円、分譲マンション 600,000 円、公益的施設 1,200,000 円 区内事業者活用時は、補助金額を 2 割増 <p>イ 太陽熱利用システム</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象経費（機器本体、部材及び架台の購入、取付け工事並びに施工に関する費用）の 1/3 または集熱器 1 平方メートルあたり 30,000 円のいずれか小さい額を補助 上限額は 100,000 円 区内事業者活用時は、補助金額を 2 割増

(4) 蓄電池・HEMS 設置費補助金

受付件数	66 件 【55 件 (R4/2/28 に受付終了)】
補助予定金額	3,300,000 円 【2,744,000 円】
件数内訳	蓄電池 61 件、HEMS 5 件
補助制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> (一社) 環境共創イニシアチブに補助対象機器として登録されている蓄電池、または HEMS を設置 対象経費（設置する製品本体、部材購入費、設置工事費）の 1/3 を補助 上限額は 50,000 円

(5) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置費補助金

受付件数	24 件 【39 件（R4/2/28 に受付終了）】
補助予定金額	1,200,000 円 【1,950,000 円】
件数内訳	エネファーム 24 件
補助制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・ （一社）燃料電池普及促進協会が補助対象機器として認定した家庭用燃料電池システムを設置・ 一律 50,000 円の補助

(6) 集合住宅・事業所等 L E D 照明設置費補助金

受付件数	64 件 【73 件（R3/12/2 に受付終了）】
補助予定金額	12,823,000 円 【15,670,000 円】
件数内訳	集合住宅 35 件、中小規模事業者 29 件
補助制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 集合住宅（共用部分）、中小規模事業者、公益的施設（保育園、特別養護老人ホーム等）の改修工事に伴い L E D 照明を設置・ 対象経費（設置する製品本体、部材購入費、設置工事費）の 1/3 を補助・ 上限額は 300,000 円

(7) 電気自動車等購入費補助金

受付件数	195 件 【89 件 (R3/12/27 に受付終了)】
補助予定金額	19,340,000 円 【8,660,000 円】
件数内訳	電気自動車 106 件、プラグインハイブリッド自動車 87 件、燃料電池自動車 0 件、電動バイク 2 件、ミニカー 0 件
補助制度の概要	<p>ア 四輪の電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新車で購入 ・ 一律 100,000 円の補助 <p>イ 電動バイク、ミニカー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新車で購入 ・ 一律 20,000 円の補助

(8) 再エネ 100 電力導入サポートプラン協力金

受付件数	42 件 【令和 4 年度からの新規事業】
補助予定金額	840,000 円 【令和 4 年度からの新規事業】
件数内訳	電力契約の切り替え 42 件
補助制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の建物の電力供給契約（従量電灯 B または C の契約に限る）を再エネ 100 電力メニューに切り替えた方 ・ 供給地点特定番号ごとの申請 ・ 各年度一律 20,000 円の補助（申請初年度と次年度の連続した計 2 年間申請可能）

(9) 節湯型シャワーヘッド購入費補助金

受付件数	42 件 【令和 4 年度からの新規事業】
補助予定金額	126,000 円 【令和 4 年度からの新規事業】
件数内訳	節湯型シャワーヘッド 42 件
補助制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 月 1 日以降に足立区内の店舗において税抜きで 6 千円以上のシャワーヘッドを購入した方 ・ 購入したシャワーヘッドが 30%以上の節水又は 1 分間当たりの使用水量が 7 リットル以下のもの ・ 一律 3,000 円の補助

(10) 雨水タンク設置費補助金

受付件数	7 件 【5 件 (R3/6/11 受付終了)】
補助予定金額	74,800 円 【62,000 円)】
件数内訳	雨水タンク 7 件
補助制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未使用で既製品の雨水タンクを設置 ・ 対象経費（設置する製品本体、付属部品の購入費、設置工事費）の 1/3 を補助 ・ 上限額は 15,000 円

問題点
今後の方針

区ホームページ、ツイッター等の SNS により、随時の PR と受付状況をお知らせしていく。
全体の受付状況を精査しながら、引き続き省エネルギー機器等購入費補助金を交付していく。

産業環境委員会報告資料

令和4年11月10日

件名	特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」の区内初確認について
所管部課名	環境部環境政策課 都市建設部道路公園整備室 東部道路公園維持課
内容	<p>各地で生態系や農業に被害を及ぼしている特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」の区内初侵入が確認された。これの駆除対応を実施したため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 ナガエツルノゲイトウの詳細（別紙参照）</p> <p>(1) 南米原産の多年草の水草。河川や池で大群落となる。</p> <p>(2) 生態系や農業に悪影響を及ぼす恐れがあり、平成17年に「特定外来生物」に指定されている。</p> <p>(3) 令和4年8月に江東区の荒川河口にて確認。</p> <p>2 区内の発見場所等</p> <p>(1) 発見場所：荒川千住新橋緑地（わんど広場）</p> <p>(2) 発見日：令和4年9月26日（月）</p> <p>(3) 発見状況：東部道路公園維持課が自然復元調査を委託した業者により発見</p> <p>3 駆除内容</p> <p>(1) 実施日：令和4年10月6日（木）</p> <p>(2) 駆除方法：造園業者により、人力で根元から掘り上げ、適切に駆除した。</p> <p>4 区民等への周知及び呼びかけ</p> <p>区ホームページ及びSNSにて注意喚起を実施する。</p>
問題点 今後の方針	<p>今回発見した地点での駆除は完了したが、今後も都市建設部及び東京都環境局と連携し、対象種の早期発見と駆除に努め、拡散を防止する。</p>

ナガエツルノゲイトウとは

参考：「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」
(農林水産省、環境省、農業・食品産業技術総合研究機構)

- ・ 南米原産の多年草の水草
- ・ 主に河川や池で大群落となり、水面をマット状に覆う
- ・ 生態系や農業に悪影響を及ぼす恐れがあり、「**特定外来生物**」に指定
- ・ 1989年に兵庫県で国内初の定着を確認。都内では令和4年8月に江東区（荒川河口）で初確認
- ・ **令和4年9月、足立区内で初確認（荒川千住新橋緑地） → 駆除済み**

特徴

【再生力大】

数センチの茎断片からも容易に発根

【拡散力大】

茎は千切れやすく、水に浮きやすい

【侵略性大】

乾燥にも強く畑地などにも侵入



▲ナガエツルノゲイトウの茎



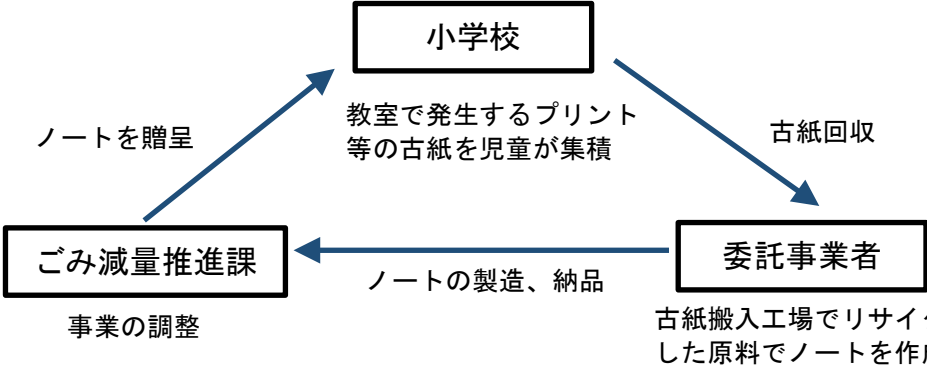
▲群生している様子

駆除方法

- ・ 重機、あるいは人力（スコップ・シャベル）により根からの丁寧な刈り取りと抜き取りを行う。
 - ・ 刈り取った場所で数日間天日にさらして乾燥させ、枯死させる。
 - ・ 飛散防止のため、ビニール袋などで厳重に密閉して、適切に処分する。
- ※ 特定外来生物であるため、生きたままの運搬や栽培は法律により禁止されている。

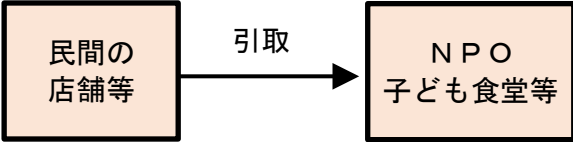
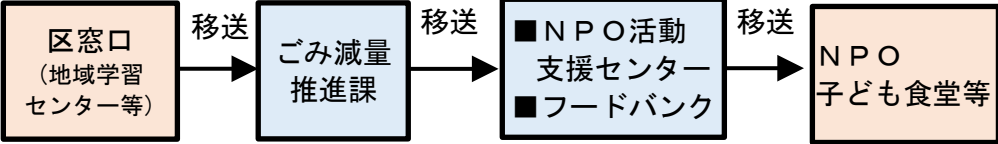
産業環境委員会報告資料

令和4年11月10日

件名	リサイクル見える化事業の実施について
所管部課名	環境部ごみ減量推進課
内容	<p>古紙の再資源化の促進を図るため、児童がリサイクルの流れを体感する「リサイクル見える化事業」を実施する。</p> <p>1 小学校における古紙の製品化</p> <p>(1) 事業概要 小学校で発生する古紙を委託事業者が引取り、資源化処理後に製品化して児童に還元する。令和4年度はモデル事業として、区立弥生小学校で実施する。</p> <p>【事業期間】令和4年9月16日（金）～令和5年3月24日（金） 【実施校】区立弥生小学校 【事業者】凸版印刷株式会社</p>  <p>(2) 今後の予定 10月～12月 古紙集積期間、ノートデザイン等校正 12月 古紙回収、リサイクル 2月～3月 ノートの作成・納品 児童へノートを寄贈</p> <p>2 古紙のリサイクル体験 古紙（コピー用紙等）から、「手すきはがき」を作ることを通じて、紙リサイクルの大切さを学ぶ。</p> <p>【日程】令和5年2月4日（土）予定 ※ 時間は調整中 【会場】あだち再生館 【講師】公益財団法人古紙再生促進センター 【内容】古紙リサイクル（講義＋手すきはがき作り 計90分程度） 【対象】小学校4～6年生（高学年） 会場の近隣校である弥生小学校等に周知するとともに、あだち広報および再生館だよりに掲載する予定。</p>
問題点 今後の方針	実施事業者および学校と連携・調整を図りながら、本事業を実施する。

産業環境委員会報告資料

令和4年11月10日

<p>件名</p>	<p>民間主体で行われるフードドライブ（未利用食品の回収）の取組について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>環境部ごみ減量推進課</p>
<p>内容</p>	<p>現在、民間主体で行われるフードドライブ窓口が、区内に36か所あり、今後区は身近なフードドライブ窓口として区民に対し周知を行っていく。</p> <p>1 民間主体で行われているフードドライブ窓口</p> <p>(1) 概要</p> <p>民間主体のフードドライブとは、NPOがファミリーマート等の民間の店舗と直接協定を締結して行うフードドライブであり、以下のようなメリットがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近なフードドライブ窓口の増加により、食品が必要な人により早く届き、持込みを行う区民の利便性も高まる。 ・ 区直営と比べ、経由拠点（ごみ減量推進課やNPO活動支援センター）の省略により、必要な人に届くまでの期間が短縮できる。 <p>(2) 運営のスキーム</p> <p>ア 民間主体のスキーム</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗とNPO等が協定を締結する。 ・ NPO等が店舗にて直接食品を引取る。 <p>イ 区直営のスキーム</p>  <p>(3) 区が把握している店舗（別紙参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリーマート店舗 35店舗 ・ コープみらい（コープ花畑店） 1店舗
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>今後、民間フードドライブの取組に関して、区ホームページやSNS等で区内NPOの活動として紹介していく。</p>

【フードドライブ窓口マップ】

民間主体で行われるフードドライブ実施店舗および区内の常設窓口(区把握) 令和4年10月1日時点



ファミリーマート店舗

- 1 足立青井
- 2 足立綾瀬三丁目
- 3 足立入谷八丁目
- 4 足立五反野駅前
- 5 足立鹿浜
- 6 足立中央本町四丁目
- 7 足立東綾瀬一丁目
- 8 足立平野
- 9 足立谷中二丁目
- 10 綾瀬駅前
- 11 梅島駅前
- 12 梅田四丁目
- 13 加平インター
- 14 加平三丁目
- 15 北綾瀬駅前
- 16 北千住駅西口
- 17 江北二丁目
- 18 島根二丁目
- 19 島根四丁目
- 20 新田三丁目
- 21 千住曙町
- 22 千住警察署前
- 23 千住三丁目
- 24 西新井駅東口
- 25 西新井栄町一丁目
- 26 西新井三丁目
- 27 西新井二丁目
- 28 東綾瀬一丁目
- 29 東保木間二丁目
- 30 保木間五丁目
- 31 ポンテポルタ千住
- 32 南花畑
- 33 南花畑四丁目
- 34 本木東町
- 35 六町駅前

コープみらい

- 36 コープ花畑店

区常設窓口(区と表示)

- 足立区役所
- あだち再生館
- 清掃事務所
- 千住地域学習センター
- 花畑地域学習センター
- 東和地域学習センター

産業環境委員会報告資料

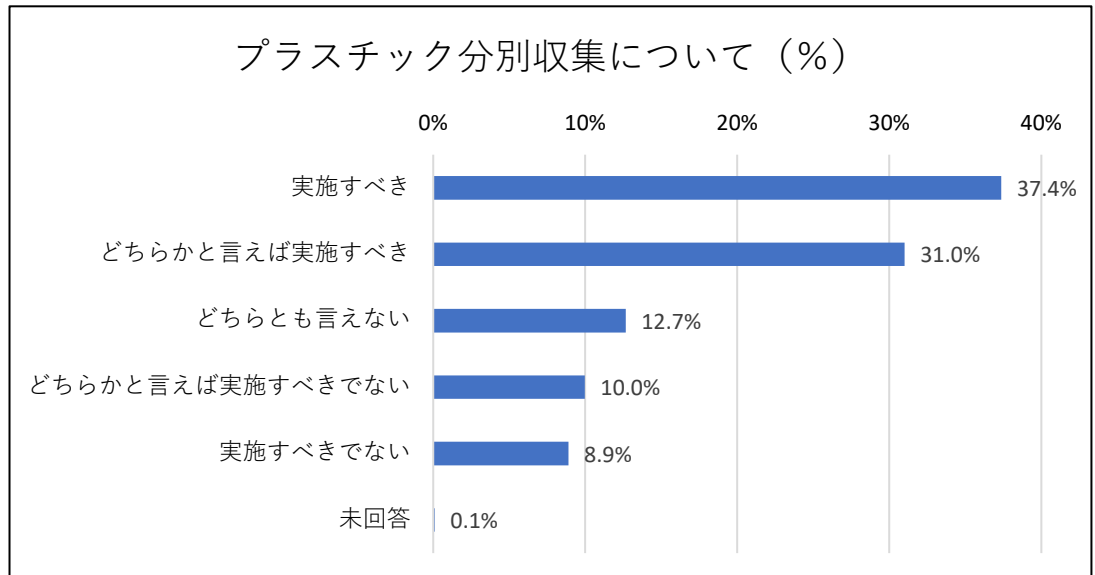
令和4年11月10日

件名	プラスチックごみの分別に関する区民アンケートの結果について														
所管部課名	環境部足立清掃事務所														
内容	<p>プラスチックごみの分別収集実施（令和6年度開始予定）に向けた事業構築や区民周知方法等の参考とするため、区民アンケートを実施した。回答の集計結果を報告する。</p> <p>1 調査概要</p> <p>(1) 調査期間 令和4年9月2日（金）～30日（金）</p> <p>(2) 調査方法 郵送またはインターネットによる回答</p> <p>(3) 回答数 1,967件 （内訳 郵送1,516件 インターネット451件）</p> <p>(4) 主な調査項目</p> <p>ア 燃やすごみのうちプラスチックごみの割合（容量）はどのくらいか イ プラスチックごみを分別収集することについてどう考えるか ウ 燃やすごみの収集回数は何回が望ましいか</p> <p>※ 設問および回答の詳細は、別添【集計表】のとおり ※ グラフなどの構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とはならない。</p> <p>2 主な調査結果概要</p> <p>(1) プラスチックごみの排出について</p> <p>ア ご自身が普段排出される燃やすごみのうち、プラスチックごみの割合（重さではなく容量で）はどのくらいあると思いますか（1つを選択）。</p> <div data-bbox="371 1532 1445 2029" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>燃やすごみのうちプラスチックの容量 (%)</caption> <thead> <tr> <th>割合</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほぼ全部</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>7～9割</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>4～6割</td> <td>43.1%</td> </tr> <tr> <td>1～3割</td> <td>43.3%</td> </tr> <tr> <td>ほぼ出ない</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>0.3%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	割合	割合 (%)	ほぼ全部	1.0%	7～9割	10.9%	4～6割	43.1%	1～3割	43.3%	ほぼ出ない	1.4%	未回答	0.3%
割合	割合 (%)														
ほぼ全部	1.0%														
7～9割	10.9%														
4～6割	43.1%														
1～3割	43.3%														
ほぼ出ない	1.4%														
未回答	0.3%														

- ・ 「1割～3割」の回答が43.3%と最も多いが、続く「4～6割」の回答も43.1%と多い。かなりの量のプラスチックが燃やすごみとして焼却されていることがわかる。

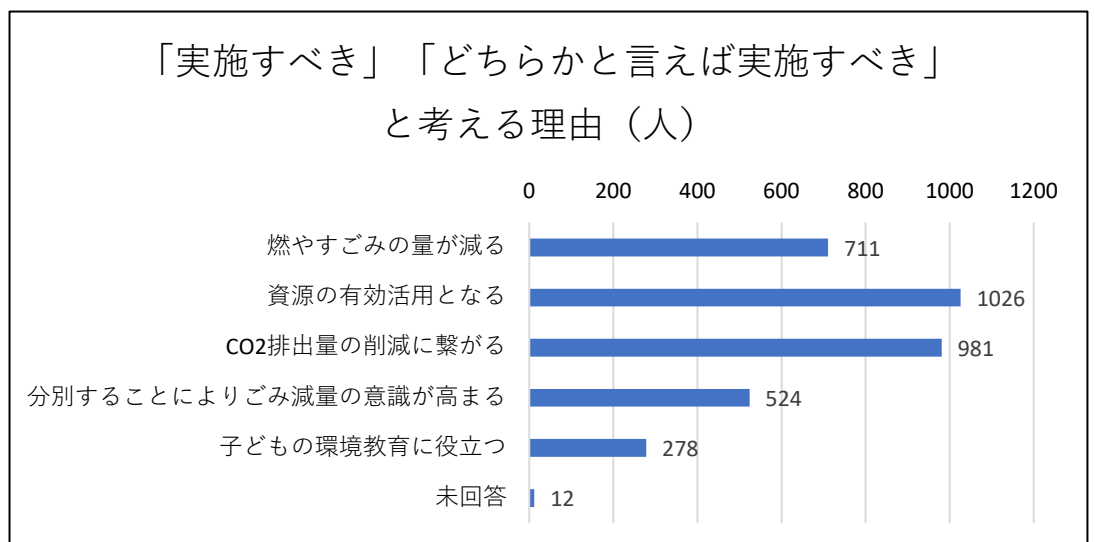
(2) プラスチックごみの分別収集について

ア プラスチックごみを資源として分別収集することについて、どうお考えですか（1つを選択）。



- ・ 「実施すべきである」「どちらかといえば実施すべきである」の回答の合計は68.4%と多く、分別収集の実施についてある程度の理解を得ていると考える。

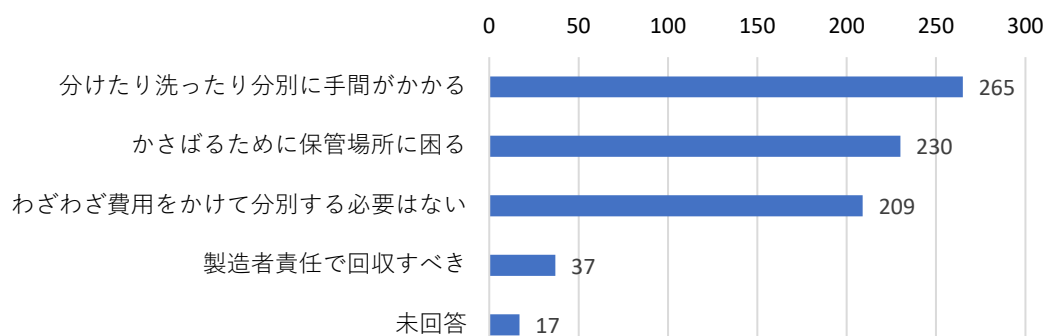
イ アで「実施すべき」「どちらかといえば実施すべき」と回答された方の主な理由（複数回答可）。



- ・ 実施理由として、「資源の有効利用となる」「CO₂排出量の削減に繋がる」が特に多かった。
- ・ 他に自由記載として、「地球温暖化防止のため」「スーパーに食品トレイを持って行かなくて済む」等の意見があった。

ウ アで「実施すべきでない」「どちらかといえば実施すべきでない」と回答された方の主な理由（複数回答可）。

「実施すべきでない」「どちらかといえば実施すべきでない」と考える理由（人）

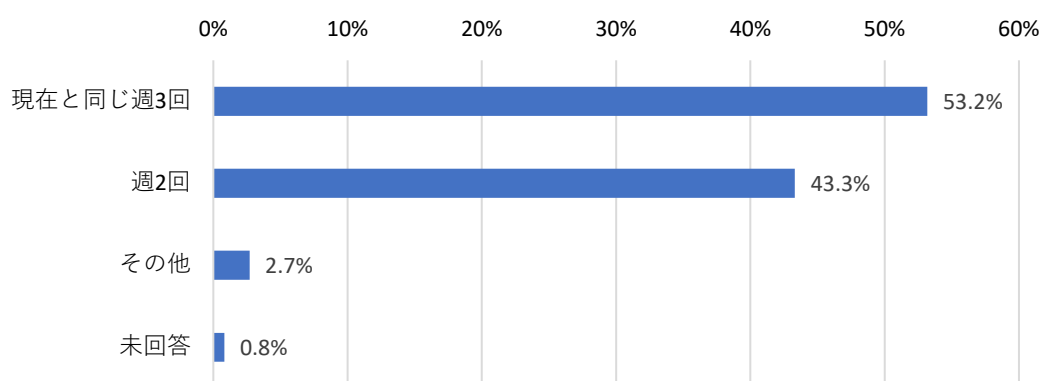


- ・ 実施しない理由として、「分けたり洗ったり分別に手間がかかる」「かさばるため保管場所に困る」が多かった。
- ・ 他に自由記載として、「分別のメリットが無い」「焼却の燃料になるはず」「ごみの出し方が変わると混乱する」「CO₂削減の意義が不明」「プラスチックのすべては分別できない」等の意見があった。

(3) 燃やすごみの収集回数について

ア プラスチックごみの分別収集を実施した場合、燃やすごみの収集回数の見直し（現在の週3回を週2回に）を検討していますが、燃やすごみの収集回数はどれが望ましいですか（1つを選択）。

燃やすごみの収集回数について（％）



- ・ 「現在と同じ週3回」が53.2%と最も多いが、「週2回」も43.3%と多い。
- ・ 「現在と同じ週3回」の回答数を分析すると、プラスチックごみの分別収集について「実施すべきでない」「どちらかといえば実施すべきでない」と回答した方が27.8%あった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「その他」と回答した方の自由記載には、「どちらでもよい」という意見が多かった。 <p>イ アで燃やすごみの収集回数を「現在と同じ週3回」と回答した主な理由（自由記載）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみの臭い等、衛生面に悪い。 ・ 保管場所に困る。 ・ 1回あたりのごみ量が増える。 ・ 子育て中のためごみが多い。 等 <p>ウ アで燃やすごみの収集回数を「週2回」と回答した主な理由（自由記載）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分別すれば回数を減らしても大丈夫。 ・ ごみの減量につながる。 ・ もともと週2回しか出していない。 ・ 以前住んでいた自治体も週2回だった。 等
<p>問 題 点 今後の方針</p>	<p>集計結果を分析のうえ、プラスチックごみの分別収集における今後の事業展開に活かしていく。また、区民に対して十分説明していく必要がある項目を把握のうえ周知していく。</p>

産業環境委員会報告資料

令和4年11月10日

件名	年末の不法投棄・落書き防止の取組について																																																				
所管部課名	環境部生活環境保全課																																																				
内容	<p>ビューティフル・ウインドウズ運動の一環として、毎年不法投棄が多くなる12月に「不法投棄防止キャンペーン」ならびに「不法投棄・落書き重点点検」を実施する。</p> <div data-bbox="494 622 1308 1086" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">不法投棄 月別処理個数</p> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <caption>不法投棄 月別処理個数 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>600</td> <td>650</td> <td>680</td> <td>620</td> <td>780</td> <td>700</td> <td>820</td> <td>780</td> <td>967</td> <td>550</td> <td>580</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>620</td> <td>600</td> <td>620</td> <td>580</td> <td>620</td> <td>620</td> <td>650</td> <td>640</td> <td>755</td> <td>480</td> <td>450</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>780</td> <td>720</td> <td>680</td> <td>700</td> <td>650</td> <td>680</td> <td>700</td> <td>720</td> <td>750</td> <td>700</td> <td>680</td> <td>650</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※ 12月は不法投棄が増加している。</p> <p>1 不法投棄防止キャンペーン</p> <p>区内企業や町会・自治会等と連携し、不法投棄・落書きの通報を呼びかけ、年内までにきれいにする。</p> <p>(1) 実施予定期間 令和4年12月1日(木)～12月31日(土)</p> <p>(2) 内容 通報した方または、通報協力員に新規登録した方先着100名に、記念品を送付する。</p> <p>ア 町会・自治会への掲示板、駅（北千住、綾瀬、西新井、竹ノ塚、梅島）、区内施設へのポスター掲示</p> <p>イ 北千住ペDESTロリアンデッキおよび区役所アトリウムでの横断幕の掲示</p> <p>ウ 子育てサロンを訪問し、利用者に通報協力員登録の依頼（新規取組）</p> <p>エ 企業連携 各協力企業の施設・店舗内への不法投棄・落書き防止ポスターの掲示</p>	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和2年度	600	650	680	620	780	700	820	780	967	550	580	680	令和3年度	620	600	620	580	620	620	650	640	755	480	450	550	令和4年度	780	720	680	700	650	680	700	720	750	700	680	650
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																									
令和2年度	600	650	680	620	780	700	820	780	967	550	580	680																																									
令和3年度	620	600	620	580	620	620	650	640	755	480	450	550																																									
令和4年度	780	720	680	700	650	680	700	720	750	700	680	650																																									

提携企業（既設）	足立読売、足立成和信用金庫、 第一生命保険、明治安田生命保険
新規提携企業	区内商業施設 イオン、イトーヨーカドー、北千住マルイ、 サミット、西友、西新井アリオ、ベルクス、 ヨークマート、ルミネ北千住 ※50音順

【啓発用ポスター】



(3) 周知方法

- ア あだち広報（11月25日号）
- イ 区ホームページおよびSNS

2 不法投棄・落書きの重点点検

(1) 重点点検実施エリア（別紙参照）

刑法犯認知件数が多い以下のエリアを重点的に点検する。

- ア 北千住駅周辺
- イ 竹ノ塚駅周辺
- ウ 西新井駅からアリオ周辺
- エ 綾瀬駅周辺

(2) 実施期間

- ア 重点点検期間 令和4年9月29日（木）～10月31日（月）
- イ 撤去・消去対応 令和4年12月下旬まで

(3) 点検方法

職員により対象エリアを「徒歩」または「自転車」で点検し、不法投棄・落書きを確認する。

(4) 不法投棄・落書きの重点点検後の対応について

発見された不法投棄物・落書きについては以下の対応を行う。

- ア 民有地の不法投棄は、所有者の同意をもらい撤去・消去する。
- イ 都・国・事業用地は管理者に撤去の依頼を行う。依頼箇所は定期的に確認し、撤去・消去されない場合は働きかけを行う。

問題点
今後の方針

引き続き「美しいまち」の実現を目指し、ビューティフル・ウィンドウズ運動の一環として取組を進めていく。

重点点検エリア

別紙

